

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法第15条は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」と規定している。また、第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定し、同項中の「住民」の解釈として平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としている。

これらのことから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

そもそも外国人への参政権の付与は、国民主権や国家存立の根幹に関わる重大事項であり、慎重かつ十分な議論がなされる必要があるものとする。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
内閣官房長官	平野博文	様
総務大臣	原口一博	様
法務大臣	千葉景子	様
外務大臣	岡田克也	様
国家戦略担当大臣	仙谷由人	様